

【東京柔道整復専門学校 教務規程】

(進級判定)

- 第20条 進級判定は、教員会議において審議され、学年評価点数が60点未満の者は進級が認められない。また、学年評価点数が60点以上であっても、年間教科目点数が60点未満の教科目がある場合、及び出席状況・補習受講状況・再試験受験状況などの総合評価により、教員会議において、留年と判定される場合がある。
- 2 審議の結果、進級が認められた者であっても、年間教科目点数が60点未満の教科目については再試験（若しくは、再々試験）の受験、個別に指示された課題についてのレポート提出、及び進級学年での補講受講を義務づけることがある。
- 3 本規程第13条（定期試験）に定める定期試験における各教科目的第1学期試験、第2学期試験、第3学期試験の平均点数をもって各教科目ごとの教科目学期点数とし、各学期点数により教科目担当教員が年間教科目点数を決定する。全教科目の年間教科目点数の合計の平均を学年評価点数とする。なお、通年教科でない設置の教科目の評価は、その教科目の定期試験成績を参考にして、当該教科目担当教員が年間教科目点数を決定する。

(卒業見込認定)

- 第21条 卒業見込認定は、卒業見込認定試験の成績により、教員会議において行う。卒業見込認定試験の結果、全教科目の平均点数が60点未満の者は、卒業見込認定が受けられない。また、全教科目の平均点数が60点以上であっても、教員会議における審議の結果、留年又は卒業見込認定延期と判断された者は卒業見込認定が受けられない。
- 2 卒業見込認定延期と判断された者は、特別補講及び補習講座を受講しなければならず、1月並びに2月に実施する模擬試験の結果、総合成績評価により校長が卒業見込認定を行う。

(卒業認定)

- 第22条 卒業認定は、卒業見込認定者を対象として、教員会議で行われる。ただし、卒業見込認定者であっても、卒業見込認定後の授業出席等に著しい懈怠があるときは、卒業見込を取消す場合がある。